

岡崎市火災予防 違反処理要綱

岡崎市消防本部

岡崎市火災予防違反処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び火災予防条例（昭和37年岡崎市条例第20号。以下「条例」という。）に関する違反（火災その他の災害発生又は人命危険を防止するための措置を必要とする状態又は行為を含む。以下「違反」という。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反処理 警告、命令、認定の取消し、許可の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行により違反の是正させ、又は火災予防に危険であると認められる状態、消火、避難その他の消防活動に支障となると認められる状態若しくは火災が発生したならば人命に危険があると認められる状態を排除するための行政上の措置をいう。
- (2) 警告 違反事項又は火災危険が認められる事項について、防火対象物等の所有者、管理者及び占有者（以下「関係者」という。）に当該違反の是正又は火災危険の排除を促す意思表示をいう。
- (3) 命令 法の規定に基づき、強制的に関係者及び違反の行為者（以下「関係者等」という。）に違反の是正又は火災危険の排除を促す意思表示をいう。
- (4) 認定の取消し 法第8条の2の3第6項の規定により、同条第1項の規定に基づく防火対象物の特例認定の効力を将来に向かって失わせる意思表示をいう。
- (5) 許可の取消し 法第12条の2第1項の規定により、法第11条第1項の規定に基づく製造所等の許可の効力を将来に向かって失わせる意思表示をいう。
- (6) 告発 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により、違反事実を司法警察員又は検察官に申告し、違反者の訴追を求める意思表示をいう。
- (7) 過料事件の通知 法第8条の2の3第5項（第36条第1項において準用する場合を含む。）及び第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者に過料をもって対応するよう裁判所のその職権の発動を促す通知をいう。
- (8) 代執行 命令による代替的作為義務の履行のない場合に、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定による義務者の履行すべき行為を命令者自らが行い、又は第三者に行わせ、当該行為に係る費用を義務者から徴収することをいう。
- (9) 略式の代執行 法第3条第2項又は第5条の3第2項の規定によ

り消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）が義務を命ずるべき者を確知し得ない場合に消防職員（以下「職員」という。）に代執行を行わせることをいう。

- (10) 催告 命令違反者に対して、当該命令事項の履行を督促する意思表示をいう。
- (11) 公示 命令した事実を近隣の第三者に公表することをいう。
- (12) 履行期限 警告事項又は命令事項の履行に必要な合理的期間をいい、第4条に規定する違反処理方針で定めるものをいう。

（違反処理の区分）

第3条 この規定による違反処理の区分は、次のとおりとする。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 認定の取消し
- (4) 許可の取消し
- (5) 告発
- (6) 過料事件の通知
- (7) 代執行
- (8) 略式の代執行

（違反処理方針及び計画）

第4条 消防長は、違反処理を厳正かつ公平に時機を失することなく執行するため、毎年度違反処理方針を定めるものとする。

- 2 予防課長（以下「課長」という。）は、違反処理計画を前項の違反処理方針及び岡崎市違反処理移行基準（以下「移行基準」という。）に基づき違反処理計画管理表（例）（様式第1号）により作成し、毎年度4月10日までに消防長に報告しなければならない。

（違反処理の主体）

第5条 消防長が行う違反処理は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第2項及び第5条の3第5項の規定による代執行
 - (2) 法第5条の2第1項の規定による命令の違反に対する告発
 - (3) 法第8条の2の3第5項に規定する違反に対する過料事件の通知
 - (4) 法第8条の2の3第6項の規定による特例認定の取消し
 - (5) 岡崎市決裁規程（昭和56年4月30日訓第9号）第4条第1項の規定に基づき消防長が行う法第3章の規定による危険物規制に関する命令、許可の取消し、告発及び代執行
- 2 前項各号に掲げるもの以外の違反処理は、消防長等が行うものとする。
 - 3 前項の消防長等が行う違反処理のうち、法第3条第1項、第5条の3第1項若しくは第16条の5第2項の規定に基づく措置命令を行う場合、又は法第5章及び第6章の規定（第36条第8項において準用する場合を含む。）に基づく緊急を要する命令を行う場合は、消防吏員がこれを行うことができる。

(異例又は特に重要な事項の処理)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、斉一を期するもの又は異例若しくは特に重要な事項について、必要があると認めるときは、消防長がその事務を行うものとする。

(違反処理上の留意事項)

第7条 違反処理は、次の事項に留意して行わなければならない。

- (1) 違反の内容又は火災危険の重要性に着目し、時期を失することなく厳正かつ公平に行うこと。
- (2) 関係者に対して、誠実かつ沈着冷静に対処し、その主張等に惑わされることなく、粛々で行うこと。
- (3) 関係者等が受ける権利の制限と処理の対象となっている消防法上の危険性とを考慮した正当なものであること。
- (4) 緊急の場合を除き、あらかじめ関係者等に対して消防関係法令の趣旨をよく説明する等、適切な指導を行うこと。
- (5) 適切に追跡調査を行い違反の是正促進に努めること。

(違反処理基準)

第8条 違反処理は、移行基準及び違反処理基準表(別表第1、第2及び第3)により処理しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、違反事実が明白で、かつ、火災予防上若しくは人命安全上猶予できないと認めるとき、又は特異な違反事案の処理を行うときは、違反処理基準表によらないことができる。

(違反調査)

第9条 職員は、職務の執行に際し違反事実を発見し、又は聞知した場合は、速やかに消防長等に報告しなければならない。

- 2 消防長等は、前項の規定による報告を受けたときは、職員に命じて速やかに違反調査を行わせるものとする。ただし、立入検査により違反事実が確定している場合は、違反調査を省略することができる。
- 3 前項の規定により違反調査を命じられた職員は、違反調査の結果を違反調査報告書(様式第2号)により、消防長等へ報告しなければならない。

(違反処理に関する調査)

第10条 職員は、違反処理の調査に際し違反対象物又は違反現場の状況を見聞した場合は、違反事実の認定に必要な図面及び写真を添付した実況見分調書(様式第3号)を作成しなければならない。

- 2 職員は、違反処理の調査に際し関係者に対して質問を行った場合は、質問調書(様式第4号)を、法第4条又は第16条の5に基づく質問権の行使以外で関係者等の供述を得る場合は、供述調書(様式第5号)を作成しなければならない。
- 3 職員は、違反処理の調査に際し関係者に電話、面会その他の方法による指導等の記録を必要に応じ作成し、保管しておかなければならない。

4 違反処理のため、関係者等の出頭を求め、警告事項又は命令事項の履行状況又は履行計画等について事情を聴取する必要があるときは、任意出頭要請書（様式第6号）により、関係者等に対し、出頭を要請するものとする。

5 職員は、前各項の違反処理に関する調査を行った場合は、調査結果を消防長へ報告しなければならない。また、調査項目を違反処理経過簿（様式第7号）に記録し、管理しなければならない。

（違反処理調査員の指定）

第11条 課長は、違反処理の調査に従事する職員（以下「違反処理調査員」という。）を指定しておかなければならない。

（違反処理の留保）

第12条 消防長等は、次に掲げる理由がある場合は、違反処理の措置を留保することができる。

(1) 都市計画法等により、違反建物の取壊し及び移転等の工事が具体化している場合で、違反の程度と比較して留保が妥当な場合

(2) 違反建物の所有権等の権利関係について係争中であり、名宛人が特定できない場合

(3) 履行期限内に着工届その他の違反を是正する改修工事に係る具体的かつ現実的な計画書が提出された場合

(4) 現に違反を是正する改修工事が始まった場合において、施工業者等からの聴き取りにより、当該改修工事の着工又は完了の予定日を具体的に把握できた場合

(5) 防火管理者未選任の違反は、防火管理講習受講の申し込みが証明された場合

(6) その他消防長等が違反処理を留保することが妥当と認めた場合
（警告）

第13条 警告は、原則として命令又は告発の前提となるものであり、関係者が査察等により違反の是正を指導したにもかかわらず違反の状況が継続する場合、又は違反の事実が重大と認める場合に、命令又は告発に先立ってこれを行うものとする。

2 警告は、消防長等が行うものとする。ただし、第6条に規定する違反処理に係るものについては消防長がこれを行う。

3 消防長等は、違反内容が移行基準に該当するときは、関係者等に対し、警告書（様式第8号）を交付して行うものとする。

4 消防長等は、緊急に措置する必要があると認める場合において、前項の警告書を交付するいとまがないときは、口頭で必要事項について警告することができる。この場合においては、事後速やかに警告書を交付するものとする。

5 消防長等は、前2項の警告書を交付した場合において、関係者等から警告事項の履行に関する改善結果（計画）報告書（様式第9号）を提出させるものとする。

(命令等の事前措置)

第14条 消防長等は、命令又は認定若しくは許可の取消しを行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）の定めるところにより、あらかじめ関係者に対し、弁明又は聴聞の機会を与えるものとする。

2 弁明及び聴聞の機会、使用停止命令等、公益上緊急に不利益処分をする必要がある場合等は、不要とする。

(弁明)

第15条 弁明の機会を与える不利益処分は、別表第4に定めるところによる。

2 弁明の機会を与える場合の通知は、弁明通知書（様式第10号）によるものとする。

3 口頭による弁明の機会を付与したときは、弁明を記録しておくため、弁明調書（様式第11号）を作成するものとする。

(聴聞)

第16条 聴聞の機会を与える不利益処分は、別表第5に定めるところによる。

2 前項に規定する聴聞に関する手続は、行手法の定めによるほか、岡崎市聴聞手続規則（平成6年規則第41号）によるものとする。

(命令)

第17条 命令は、次の各号のいずれかに該当する場合にこれを行うものとする。

(1) 警告書による履行期限が経過してもなお履行されないとき。

(2) 違反内容が違反処理基準の命令に該当するとき。

2 消防長等は、前項の規定により命令するときは、関係者等に対し、命令書（様式第12号）を交付して行うものとする。

3 消防長等又は消防吏員は、違反の内容が明白、かつ、緊急を要する場合で命令書を交付するいとまがないとき、前項の規定にかかわらず関係者等に対し、口頭で命令することができる。この場合にあつては、事後速やかに命令書を交付するものとする。

4 法第3条第1項及び第5条の3第1項の規定に基づく命令については、命令書（様式第12号の2）を交付し、これを行うものとする。ただし、違反の内容が明白、かつ、緊急を要する場合で命令書を交付するいとまがないとき、関係者等に対し、口頭で命令することができる。この場合にあつては、事後速やかに命令書を交付するものとする。

5 消防長等は、前3項の規定により命令書を交付した場合において、関係者等から命令事項の履行に関する改善結果（計画）報告書（様式第13号）を提出させるものとする。

(催告)

第18条 消防長等は、命令を行った事案について履行期限を定め、履行期限を経過しても是正されない場合は、必要に応じて催告書（様式第

14号)を交付して、履行の促進を図るものとする。

2 消防長等は、前項の規定により催告書を交付した場合において、関係者等から命令事項の不履行理由及び履行に関する報告書(様式第15号)を提出させるものとする。

3 前項の規定による報告書の提出がされない、又は提出されても正当性がない場合は、岡崎市火災予防査察要綱(以下「査察要綱」という。)第19条の規定により報告徴収書を交付するものとする。

(口頭命令の報告)

第19条 消防吏員が、口頭で第5条第3項の規定による命令を行ったときは、口頭処理報告書(様式第16号)により消防長等に報告するものとする。

(公示)

第20 消防長等は、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2第5項若しくは第6項(第36条第1項において準用する場合を含む。)、第8条の2の5第3項、第11条の5第1項若しくは第2項、第12条第2項、第12条の2第1項若しくは第2項、第12条の3第1項、第13条の24第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項若しくは第4項、第16条の6又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定に基づく命令を行った場合には、岡崎市火災予防規則(昭和38年2月1日規則第1号)第2条又は岡崎市危険物規制規則(平成21年3月16日規則第10号)第10条に規定する方法により、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物等のある場所への標識の設置をして、速やかに公示を行うものとする。

2 前項の公示は、命令を行ったときには速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。ただし、緊急を要する場合、即時に履行された場合等はこの限りではない。

(命令の解除)

第21条 消防長等は、命令した事項の全部又は一部が履行され、命令解除の必要があると認めるときは、関係者等に対し命令解除通知書(様式第17号)を速やかに交付し、命令を解除するものとする。

(認定の取消し)

第22条 認定の取消しは、法第8条の2の3第1項(第36条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特例認定を受けた防火対象物が、同条第6項の規定に該当したときにこれを行うものとする。

2 消防長は、前項の規定により認定を取り消すときは、関係者等に対し特例認定取消書(様式第18号)を交付するものとする。

(許可の取消し)

第23条 許可の取消しは、法第12条の2第1項の規定による使用停止命令に従わない場合に行うものとする。

2 消防長は、前項の規定により許可を取り消すときは、関係者に対し、

許可取消書（様式第19号）を交付するものとする。

（告発）

第24条 消防長等は、移行基準に規定する違反事項に該当する場合は、関係者等を告発するものとする。

2 前項の規定のほか、次の各号のいずれかに該当する場合も行いうものとする。

(1) 違反に起因する火災等が発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき。

(2) 前号のほか特に告発する必要があると認めたとき。

（告発の手続）

第25条 告発は、当該違反の事件を管轄する司法警察員又は検察官に対して行うものとする。

2 前項の告発は、告発書（様式第20号）に次に掲げる違反に関する書類等を添付して行うものとする。

(1) 立入検査結果通知書の写し

(2) 勧告書、警告書及び命令書

(3) 実況見分調書

(4) 質問調書

(5) 供述調書

(6) その他必要な資料等

（過料事件の通知）

第26条 消防長は、法第8条の2の3第5項（第36条第1項において準用する場合を含む。）及び第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

2 過料事件の通知を行うときは、過料事件通知書（様式第21号）に次に掲げる資料等を添付して行うものとする。

(1) 特例認定書の写し及び認定を受けた旨の通知書類

(2) 賃貸借契約書等、管理権原者に変更があったことを証する書面の写し

(3) 過料に処せられるべき者の住所地等を証する資料

(4) その他必要な資料等

（代執行）

第27条 消防長は、第17条の規定による命令又は第24条の規定による告発によっても、なお履行されない場合であって、特に必要があると判断されるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、代執行を行うものとする。

2 代執行を行おうとするときは、事前に執行に伴う作業、警戒及び経費等の計画を立てなければならない。

3 代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は、次によるものとする。

(1) 戒告書（様式第22号）

- (2) 代執行令書（様式第23号）
- (3) 代執行責任者証（様式第24号）
- (4) 代執行費用納付命令書（様式第25号）

4 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前各項に規定する手続をとるいとまがないときは、その手続を経ないで代執行を行うことができる。

（証票の携帯）

第28条 消防長等その他の消防吏員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第3項第4号の証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

（略式の代執行）

第29条 消防長等は、法第3条第1項又は第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を覚知することができないため、当該命令を発することができない場合には、法第3条第2項又は第5条の3第2項の規定に基づき、当該消防職員に法第3条第1項第3号及び第4号に掲げる措置をとらせるものとする。

（災害対策基本法の準用）

第30条 消防長等は、前条の措置をさせたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第64条第3項から第6項までの規定を準用し、措置すべき物件の状態及び所在場所の状況等を勘案して別に定める措置の方法を決定するものとする。

（事前の公告）

第31条 消防長等は、法第5条の3第2項の規定による措置をする場合は、あらかじめ消防法による公告（様式第26号）により公告を行うものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、公告を要しない。

（保管物件の公示）

第32条 消防長等は、法第3条第2項又は第5条の3第3項の規定により物件を保管したときは、法第3条第3項及び第5条の3第4項において準用する災対法第64条第3項の規定に基づき、保管物件について（様式第27号）により消防本部又は消防署及び当該防火対象物若しくは関係のある場所等で公示を行うものとする。

2 消防長等は、前項により公示を行った場合は、保管物件一覧簿（様式第28号）を作成し、所轄署において随時関係者が閲覧できるようにしておくものとする。

3 前2項の保管物件を返還する場合は、受領者に保管物件返還請求及び受領書（様式第29号）を、所有権を放棄する旨の申出があった場合は、当該物件の所有者に所有権放棄書（様式第30号）を提出させるものとする。

（保管物件の売却）

第33条 消防長等は、法第3条第3項及び第5条の3第4項において準

用する災対法第64条第4項の規定により当該保管物件を売却することができる。

- 2 前項の保管物件を売却して代金を受領者に返還する場合は、受領者に売却代金返還請求及び領収書（様式第31号）を提出させるものとする。

（保管費等の徴収）

第34条 消防長等は、法第3条第3項及び第5条の3第4項において準用する災対法第64条第5項に規定する保管、売却、公示等に要した費用を、保管費等納付命令書（様式第32号）により、当該物件の関係者で権原を有する者から徴収するものとする。

（法定期間経過後の処理）

第35条 消防長等は、法第3条第3項及び第5条の3第4項において準用する災対法第64条第6項に規定する期間を経過した物件については、岡崎市予算決算及び会計規則（昭和39年3月25日規則第4号）に基づき処理するものとする。

（教示）

第36条 この規定に定める命令、認定若しくは許可の取消し、代執行又は略式の代執行を行う場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項に定めるところにより不服申立てができる旨並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に定めるところにより取消訴訟の被告とすべき者及び出訴期間についての教示をしなければならない。

（送達の方法）

第37条 査察要綱第18条第2項及び19条第2項に規定する資料提出命令書及び報告徴収書のほか、この要綱に定める警告書、命令書、催告書、命令解除通知書、弁明通知書、許可取消書、特例認定取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）は、関係者等に直接交付し、受領書（様式第33号）により署名押印を求めるものとする。

- 2 警告書等の受領を拒否された場合は、名宛人に、直接、警告書等に記載された内容を口頭で伝えた上で、送達すべき場所に差し置くものとする。この場合において、職員は、その経緯及び結果を記録しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、その他必要があると認める場合は、配達証明又は配達証明付き内容証明の取扱いにより郵送をするものとする。

（関係機関との連絡）

第38条 消防長等は、他の法令と関連のある処理を行う場合においては、関係のある行政機関と密接な連絡をとり、最善の方途を講ずるようにしなければならない。

（関係市町村長等への通知）

第39条 消防長は、岡崎市以外の許可を受けた移動タンク貯蔵所に係る

違反の事実を発見し、法第11条の5第2項に基づく命令その他の指導を行い、その旨を法第11条の5第3項の規定に基づき許可をした市町村長等に対し通知するときは、通知書（様式第34号）により通知するものとする。

（免状返納命令に係る違反の報告）

第40条 消防署長又は予防課長（以下「署長等」という。）は、危険物取扱者又は消防設備士（以下「資格者」という。）が、法又は同法に基づく命令の規定に違反していると認めた場合は、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について（平成3年12月19日消防危第119号通知。以下「119号通知」という。）又は消防設備士免状の返納命令に関する運用について（平成12年3月24日消防予第67号通知。以下「67号通知」という。）により、119号通知に定められる危険物取扱者違反処理報告書又は67号通知に定められる消防設備士違反処理報告書に違反関係書類その他必要な書類を添付して、消防長へ報告するものとする。

2 消防長は、前項の報告があった場合は、関係資料を添付して、愛知県知事（以下「知事」という。）に報告するとともに、署長等にその旨を通知するものとする。

3 署長等は、前項により通知を受けた場合は、119号通知又は67号通知に定められる違反事項通知書により、当該通知に係る資格者に対し、その旨を通知するものとする。

4 消防長は、知事から免状返納命令又は嚴重に注意した旨の通知があった場合は、署長等にその旨を通知するものとする。

（消防設備点検資格者の資格喪失について）

第41条 署長等は、消防設備点検資格者が、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。）第31条の6第8項の規定に該当していると認めた場合は、消防設備点検資格者の資格喪失に係る運用について（平成10年3月31日消防予第44号通知）の例による通知書に、関係資料を添付して消防長へ報告するものとする。

2 消防長は、前項の報告があった場合は、一般財団法人日本消防設備安全センター理事長（以下「理事長」という。）に通報するものとする。

3 消防長は、理事長から資格喪失又は嚴重に注意した旨の連絡があったときは、署長等にその旨を通知するものとする。

（違反処理経過の記録）

第42条 違反処理調査員は、違反処理を行った場合は、その経過及び結末を明らかにしておくため、違反処理経過簿に記録しておかなければならない。

（報告）

第43条 課長は、違反処理を行った場合は、違反処理報告書（様式第35号）により、四半期ごとに消防長に報告しなければならない。

2 前項の違反処理報告書には、警告、命令、催告、命令解除通知、弁明

通知、告発、代執行及び略式の代執行に係る文書の写しを添付するものとする。

（違反処理の完結報告）

第44条 署長等は、違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書（様式第36号）により、消防長に報告するものとする。

（違反処理の管理）

第45条 違反処理の執行状況等の管理は、査察要綱9条の規定により設置される査察執行管理会議で行うものとする。

（実施細目）

第46条 この要綱の施行に関し必要な事項は、平成14年8月30日付け消防安第39号による違反処理マニュアル及び平成14年10月23日付け消防危503号による危険物施設違反処理マニュアルに定めるもののほか、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1
違反処理基準表

違反項目等	適用要件及び措置内容						
	一次措置			二次措置		三次措置	
	適用要件		措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
1 屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の活動に支障になると認めるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第 3 条）				
		2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第 3 条）				

		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理 (法第3条)				
		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去 (法第3条)				
2 防火対象物における火災予防に危険な行為等(その1)	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	1 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令 (法第5条)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による (法第5条の2)
		2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令 (法第5条)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による (法第5条の2)

		3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による（法第5条の2）
		4 その他火災予防上必要があると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による（法第5条の2）
3 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合		使用禁止命令等（法第5条の2第1項第1号）				

	2 法第5条等の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合		使用禁止命令等 (法第5条の2第1項第1号)				
			警告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等 (法第5条の2第1項第2号)		
4 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3）	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認め	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備 (法第5条の3)	一次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による (法第5条の2)		

	るもの	2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による（法第5条の2）		
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による（法第5条の2）		
		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件（上記3の物件を除く）	物件の整理又は除去（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による（法第5条の2）		
5 防火管理関係違反（法第8条第1項）	1 防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による（法第5条の2）	

	2 防火 管理 業務 不適 正	消防計画未 作成		警告	警告事項 不履行の もの	作成命令 (法第8 条第4 項)	二次措置 が不履行 で、かつ、3の 適用要件 に該当す る場合	3の一次 措置によ る (法第5 条の2)
		消防計画が 不適正なも の		警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 (法第8 条第4 項)	二次措置 が不履行 で、かつ、3の 適用要件 に該当す る場合	3の一次 措置によ る (法第5 条の2)
		消火、通報 及び避難訓 練未実施		警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 (法第8 条第4 項)	二次措置 が不履行 で、かつ、3の 適用要件 に該当す る場合	3の一次 措置によ る (法第5 条の2)
		消防用設備 等又は特殊 消防用設備 等の点検、 整備未実施 等		警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 (法第8 条第4 項)	二次措置 が不履行 で、かつ、3の 適用要件 に該当す る場合	3の一次 措置によ る (法第5 条の2)
		火気 の使用又 は取扱い に関する 監督不適 正	火気 使用 器具、電 気器具等 の管理	警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 (法第8 条第4 項)	二次措置 が不履行 で、かつ、3の 適用要件 に該当す る場合	3の一次 措置によ る (法第5 条の2)

		指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による (法第5条の2)
		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による (法第5条の2)
		劇場等の定員管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による (法第5条の2)
6 統括防火管理関係違反 (法第8条の2)	1 統括防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第8条の2第5項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による (法第5条の2)
	2 統括防火管理業務不適正	全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による (法第5条の2)

		全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による (法第5条の2)
		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条の2第6項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による (法第5条の2)
7 防火対象物点検報告 (法第8条の2の2及び法第8条の2の3)	1 防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の2第4項)					
	2 防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第8条の2の3第8項)					

	3 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し(法第8条の2の3第6項)				
	4 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの					
	5 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの					
8 自衛消防組織の設置に関する違反(法第8条の2の5)	自衛消防組織が未設置である	警告	警告事項不履行のもの	措置執行命令(法第8条の2の5第3項)	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による(法第5条の2)

9 消防用設備等又は特殊消防設備等に関する基準違反（法第17条第1項又は第3項）	消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの		警告	警告事項不履行のもの	設置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4第1項）	二次措置が不履行で、かつ、3の適用要件に該当する場合	3の一次措置による（法第5条の2）
10 防災管理関係違反（法第36条第1項において準用する法第8条第1項）	1 防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第36条第1項において準用する法第8条第3項）		
	2 防災管理業務不適正	防災管理に係る消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）		
		防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）		

		避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 4 項)		
11 統括防災管理関係（法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の第 2 項）	1 統括防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 5 項)		
	2 統括防災管理者業務不適正	防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 6 項)		
		防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 6 項)		
12 防災管理点検報告（法第 36 条第 1 項において	1 防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの		表示の除去又は消印を付すことの命令（法第 36 条第 1 項において				

て準用する法第8条の2の2及び法第8条の2の3)		て準用する第8条の2の2第4項)				
	2 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項による認定の取り消し(法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項)				
	3 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する法第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの					
	4 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの					

	5 防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、又は、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項）				
13 防災管理点検報告（法第36条第6項において準用する準用する法第8条の2の2）	1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、法第36条第4項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項）				
	2 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、法第36条第5項の表示が付されている、又は、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第36条第6項において準用する法第8条の2の2第4項）				

別表第2

違反処理基準表

違反項目等	適用要件及び措置内容					
	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
1 危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第10条第1項）	危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの 1 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの 2 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	除去命令又は禁止命令（法第16条の6）				
	製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第16条の6）		
2 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著	基準順守命令（法第11条の5第1項、第2項）	基準順守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）		

する基準違反 (法第10条第3項)	しく大きいもの					
	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、溢れ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準順守命令（法第11条の5第1項・第2項）	基準順守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）
	法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第11条の5第1項・第2項）	除去命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）
3 製造所等の位置、構造又は設備の無許可	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第1号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第1号）

変更 (法第11条第1項)						
4 製造所等の完成検査前使用 (法第11条第5項)	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第1号）	使用停止命令不履行のもので、法第10条第4項の基準に適合していないもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第1号）
5 製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（法第12条第1項）	法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きなもの	基準適合命令（法第12条第2項）	基準適合命令不履行	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）
	法第10条第4項の基準に適合しないもの（上欄の場合を除く。）	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）
6 製造所等の緊急使用停止等 (法第12条の3)	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令又は使用制限命令（法第12条の3第1項）				

7 製造所等における危険物保安監督者の未選任等 (法第13条第1項・第3項)	危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なものの	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）		
	危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告				
8 危険物保安監督者の法令違反等	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）		
	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障があるもの	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）
9 予防規程未作成等（法第14条の2）	予防規程を作成していないもの	警告				

	予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	警告	警告事項不履行のもの	変更命令（法第14条の2第3項）		
10 特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施（法第14条の3第1項、第2項）	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第4号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第4号）
11 製造所等の定期点検未実施等（法第14条の3の2）	定期点検を未実施のもの	警告	警告事項不履行のもののうち、法第10条第4項の基準に達し、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第5号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第5号）
	点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告				

12 危険物の運搬に関する基準違反（法第16条）	危険物の運搬基準に違反しているもの	警告				
13 移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（法第16条の2第1項）	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警告				
14 製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第16条の3第1項）	製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	応急措置実施命令（法第16条の3第3項・第4項）				

別表第 3

違反処理基準表

違反項目等	適用要件及び措置内容					
	一次措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
1 少量危険物の貯蔵、取扱い基準違反（条例第33条から第36条まで）	条例に規定する位置、構造又は設備の技術上の基準に不適合で出火危険が大きいもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第3条、第5条及び第5条の3）	二次措置が不履行で、かつ、別表第1の3の項の適用要件に該当する場合	使用停止命令（法第5条の2）
	貯蔵取扱いの場所でみだりに火気又は火源となるものを使用しており火災発生危険が大きいもの					
2 指定可燃物の貯蔵、取扱い基準違反（条例第37条から第38条の2まで）	条例に規定する位置、構造又は設備の技術上の基準に不適合で出火危険が大きいもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第3条、第5条及び第5条の3）	二次措置が不履行で、かつ、別表第1の3の項の適用要件に該当する場合	使用停止命令（法第5条の2）
	貯蔵取扱いの場所でみだりに火気又は火源となるものを使用しており火災発生危険が大きいもの					

別表第 4

弁明の機会を与える不利益処分

処分内容	根拠条項	処分権者
屋外における残火、取灰又は火粉の始末、物件の除去等の措置命令（緊急の場合は除く。）	法第 3 条第 1 項	消防長 消防署長 消防吏員
防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止等の命令（緊急の場合は除く。）	法第 5 条第 1 項	消防長 消防署長
防火対象物の使用の禁止、停止又は制限命令（緊急の場合は除く。）	法第 5 条の 2 第 1 項	消防長 消防署長
防火対象物における残火、取灰又は火粉の始末、物件の除去等の措置命令（緊急の場合は除く。）	法第 5 条の 3 第 1 項	消防長 消防署長 消防吏員
防火管理者の行うべき業務についての措置命令	法第 8 条第 4 項（法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。）	消防長 消防署長
製造所等の使用停止命令	法第 12 条の 2 第 1 項 及び第 2 項	市長
予防規程の変更命令	法第 14 条の 2 第 3 項	市長

別表 5

聴聞の機会を与える不利益処分

処分内容	根拠条項	処分権者
防火対象物点検特例認定の取消し	法第 8 条の 2 の 3 第 6 項（法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。）	消防長
製造所等の許可の取消し	法第 12 条の 2 第 1 項	市長
危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令	法第 13 条の 24	市長

違反処理計画管理表(例)

〇〇年度

[illegible]

様式第 2 号

消 防 長 様					年 月 日	
所 属						
階級・氏名						
違反調査報告書						
違反者	住所等					
	氏名等		対象物との関係			
対象物の状況	所在					
	名称					
	用途等					
	構造		延べ面積			
	階数		収容人員			
違反事実 (違反条項)						
違反の発生経緯等						
参考事項 (当該違反に係る 査察経過等)						
措置方針						
違反処理方針	勧告書交付予定日					
	警告書交付予定日					
	命令書交付予定日					
添付資料						
消防用設備等に 係る免除規定の 適用検討※	建築年月日	年 月 日		免除の規定の適用	無・有	
	増改築・用途 変更・法令改 正等の経過					

※ 特定防火対象物以外の防火対象物で消防用設備等（消火器、避難器具その他消防法施行令第 34 条各号に掲げるものを除く。）違反がある場合のみ。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3 号

実 況 見 分 調 書 （ 第 回 ）	
実 況 見 分 の 日 時	開始 年 月 日 時 分 ころ 終了 年 月 日 時 分 ころ
防火対象物の所在地 名 称 用 途	
上記防火対象物における について本職は 次のとおり見分した。 年 月 日 所 属 階級・氏名 ⑩	
実 況 見 分 の 目 的	
実況見分の立会人 住 所 職 業 ・ 氏 名 生 年 月 日 ・ 年 齢	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

[illegible]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 6 号

第 号
年 月 日

様

(岡崎市消防長 氏 名印)
(岡崎市 消防署長 氏 名印)

任 意 出 頭 要 請 書

所在地

名称

上記対象物について下記のとおりお尋ねしたいので、 年 月
日 時に へ出頭されるよう要請します。
記

- 注 1 指定された日時に出頭できない場合は、その旨を岡崎市消防本部（岡崎市 消防署）
（電話（0564） — 担当 ）まで連絡願います。
- 2 出頭の際には、本状を持参してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

違 反 処 理 経 過 簿					
名 称 処 理 区 分					
	警	告			
	命	令			
	許 可 の 取 消				
	告	発			
	代 執 行				
経 過	年	月	日	主 要 項 目 (指 導 内 容)	添 付

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

		第	号
		年	日
様			
		(岡崎市消防長 氏 名印)	
		(岡崎市 消防署長 氏 名印)	
警		告	書
所在地			
名称			
用途 (区分)			
上記対象物 (物件) は、		と認めるので、下記のとおり履行	
するよう警告する。			
		記	
1 警告事項			
2 履行期限			
3 警告事項を履行しない場合			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

((宛先) 岡崎市消防長)

((宛先) 岡崎市 消防署長)

防火对象物

所在地

名	称
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

代表者氏名

(電話)

改善結果（計画）報告書

年 月 日付け（年度）予（署）第 号の警告事項については、下記のとおり改善（改善計画）しましたので報告します。

記

[illegible]

備考

- 1 警告事項及び改善結果等が枠内に記入できない場合は、別紙に記入すること。
- 2 改善結果等が明確に分かるように、図面又は写真を添付すること。
- 3 当該報告書は、 年 月 日までに提出すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第10号（表）

		第 号
		年 月 日
様		
(岡崎市長 氏 名印)		
(岡崎市消防長 氏 名印)		
弁 明 通 知 書		
行政手続法の規定に基づき、下記のとおり弁明の機会の付与を行いますので、行政手続法第 30 条の規定に基づき通知します。		
記		
予定される不利益処分 の内容		
根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる 事実		
弁 明 書 の 提 出 先		
弁 明 書 の 提 出 期 限		
備 考		
注 弁明の機会の付与に関して留意事項は、裏面のとおりです。		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第10号（裏）

弁明の機会の付与に関する留意事項

- 1 弁明書には、あなたの住所、氏名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、その場合には委任状等を提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

		年	月	日
弁 明 調 書				
		弁明録取者 所 属 階級・氏名		
1	弁明の機会の付与件名			
2	弁明の日時			
3	弁明の場所			
4	弁明当日出頭者			
	(1) 当事者の氏名（名称及び代表者氏名）、住所（所在地）			
	(2) 代理人氏名（名称及び代表者氏名）、住所（所在地）			
5	当事者及び代理人の弁明の要旨			
6	証拠書類等の標目			
7	上記以外の参考事項			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

		第	号
		年	日
様			
		(岡崎市長	氏 名 印)
		(岡崎市消防長	氏 名 印)
		(岡崎市 消防署長	氏 名 印)
命 令 書			
所在地			
名称			
用途（区分）			
上記対象物（物件）は、と認めるので、消防法第 条 の規定により下記のとおり命令する。			
記			
1 命令事項			
2 履行期限			
3 命令の理由			
4 命令事項を履行しない場合			
教示			
この命令に不服のある場合は、（命令を受けた日・命令があったことを知った日） の翌日から起算して3か月（30日）以内に岡崎市長に対して審査請求をすることが できる。			
また、この命令については、（命令を受けた日・命令があったことを知った日）の 翌日から起算して6か月（30日）以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを 提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。			
なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する（裁決を受 けた日・裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月（30日）以内に 岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

				第	号	
				年	月	日
様						
所屬.....						
階級・氏名.....						
命 令 書						
所在地				用途		
名 称						
(上記対象物においては、) 火災の予防に危険である又は消火、避難その他の消防の活動に支障となる事実があると認めるので、消防法第 5 条の 3 (3 条) 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり命令する。						
なお、この命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。						
発令日時		年 月 日		時 分		
受命者の種別		☐ 行為者 ☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ その他 ()				
(消防法第 5 条の 3 第 1 項により命ずる) 第 3 条第 1 項に掲げる措置						
☐ 第 1 号 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備						
☐ 第 2 号 残火、取灰又は火粉の始末						
☐ 第 3 号 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理						
☐ 第 4 号 放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去						
【命令の理由となる事実及び命ずる措置】						
※該当する事項にレ点が入力してある。						
(教示) この命令に不服のある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して 30 日 (3 か月) 以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。 また、この命令については、この命令を受けた日の翌日から起算して 30 日 (3 か月) 以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる (訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。)。 なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 30 日 (3 か月) 以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。						
受 領 欄	年 月 日 本命令書を確かに受領しました。					
	受領者	住所			氏名	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)
(岡崎市消防長 氏 名印)
(岡崎市 消防署長 氏 名印)

催 告 書

あなたは、 年 月 日付け、(年度)岡崎市消防本部達予(署)第 号をもって命令した事項について、いまだ履行していないので速やかに履行するよう催告する。

また、いまだ不履行の理由及び実現可能な最短期間の履行計画を書面にて提出すること。

提出期限

年 月 日までに

備考

いまだ不履行の理由及び実現可能な最短期間の履行計画は、本催告書の交付日から提出期限までに消防本部予防課（○消防署○署（所））へ直接提出すること。

年 月 日

((宛先) 岡崎市長)

((宛先) 岡崎消防長)

((宛先) 岡崎市 消防署長)

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

報 告 書

年 月 日 (年度) 予 (署) 第 号により催告された内容
を下記のとおり報告します。

記

報告事項

1 不履行の理由

2 履行計画 (具体的な期間及び設置工事計画を記載又は添付すること。)

様式第 16 号

口 頭 処 理 報 告 書					
課（署）			担当者職氏名、印		整理番号
					経過簿番号
処理実施年月日 及び時間		年 月 日 時 頃	記 録 年 月 日		年 月 日
違 反 者	住 所			違 反 の 対 象	
	職 業				
	氏 名				
	年 齢				
処理区分		違反条項			
違反の概要					
緊急を要した理由					
処理内容					
処理担当者の意見					
備 考					

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)
(岡崎市消防長 氏 名印)
(岡崎市 消防署長 氏 名印)

命 令 解 除 通 知 書

あなたの する について、 年 月 日
(年度)岡崎市消防本部達予(署)第 号をもって命令した事項について
は、下記の理由により、
これを解除する。

記

所在地
名称
用途(区分)

解除する理由

第 号
年 月 日

様

岡崎市消防長 氏 名 印

特 例 認 定 取 消 書

あなたの する下記防火対象物は、(消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項第 号・消防法第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項第 号) に該当するため、同項の規定に基づき、特例認定を取り消す。

記

- 1 防火対象物所在地、名称
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消（処分）の理由となる事実

教示

この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この処分について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

第 号
年 月 日

様

岡崎市長 氏 名 印

許 可 取 消 書

設置場所及び名称
製造所等の別
貯蔵所又は取扱所の区分
設置許可年月日及び番号
完成検査年月日及び番号

上記対象物は、下記の理由により消防法 違反と認められる
ので、同法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、許可を取り消す。

記

教 示

この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この処分について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

第 号
年 月 日

(名古屋地方検察庁
検事正 氏 名 様)
(愛知県 警察署長
氏 名 様)

職名
氏名 印

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第 239 条第 2 項により、
関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
- 2 罪名及び適用法条
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 意見
- 6 犯罪の情状
- 7 参考事項

第 号
年 月 日

地方裁判所御中

岡崎市消防長 氏 名 印

過 料 事 件 通 知 書

消防法第 46 条の 5 に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので
下記のとおり通知します。

記

- 1 違反者の住所及び氏名
住所
氏名

- 2 違反对象物の所在地、名称及び管理権原者
所在地
名称
変更前の管理権原者

- 3 該当法条

- 4 添付書類

第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名)
(岡崎市消防長 氏 名)

戒 告 書

所在地

名称

用途

上記対象物（物件）について、 年 月 日付け（年度）岡崎
市消防本部達予（署）第 号をもって を命令したが、いま
だその義務を履行していない。

よって、前記命令を 年 月 日までに履行しないときは、
行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、こ
の旨行政代執行法第 3 条第 1 項の規定に基づき、戒告する。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基
づき、徴収する。また、代執行により生ずる損害については、すべて責
任を負わないので、申し添える。

教示

この戒告に不服のある場合は、戒告のあったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。

また、この戒告については、戒告があったことを知った日の翌日から起算して 6 か
月以内に、岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟に
おいて岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この戒告について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消し
の訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)
(岡崎市消防長 氏 名印)

代 執 行 令 書

下記対象物（物件）について、 年 月 日付け（年度）岡崎
市消防本部達予（署）第 号をもって戒告したが、いまだその義務を
履行していない。

よって、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、代執行を次により行う
こととしたので、この旨行政代執行法第 3 条第 2 項の規定に基づき、通
知する。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第 2 条の規定に基
づき徴収する。また、代執行により生ずる損害については、すべて責任
を負わないので、申し添える。

記

対象物（物件）の表示

（戒告書と同じ）

代執行の日時 年 月 日 時 分から

代執行の内容

現場執行責任者（階級、氏名）

代執行に要する費用の概算見積額 金 円

教示

この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か
月以内に、岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟に
おいて岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この処分について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があっ
たことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消
しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

第 号
年 月 日

様

(岡崎市長 氏 名印)
(岡崎市消防長 氏 名印)

代執行費用納付命令書

年 月 日付け(年度)岡崎市消防本部達予(署)第 号
の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代
執行法第 5 条の規定に基づき、代執行費用を下記のとおり納付するよう
命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例に
より徴収することがあるので、申し添える。

記

- 1 納付期限 年 月 日
- 2 納付金額 金 円
- 3 納付方法 別途納入通知書による。
- 4 代 執 行 年 月 日執行

教示

この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か
月以内に、岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟に
おいて岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。)

なお、この処分について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に岡崎市を被告として処分の取消し
の訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

代執行執行責任者証

職名
氏名

上記の者は、行政代執行法の規定により、本職において執行する 年
月 日付け（年度）岡崎市消防本部達予（署）第 号の代執行令書に
関する一切の権限を有する現場執行責任者であることを証明する。

年 月 日

（岡崎市長 氏 名印）
（岡崎市消防長 氏 名印）

第 号
年 月 日

消防法による公告

次の物件は、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認めるので、当該物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者は、
年 月 日までに、当該物件を除去すること。

なお、期限までに除去されない場合は、消防職員が除去する。

消防法第 5 条の 3 第 2 項の規定により、公告する。

(岡崎市消防長 氏 名印)
(岡崎市 消防署長 氏 名印)

1 物件の所在及び場所

2 物件の種類及び数量

第 号
年 月 日

保管物件について

消防法第 条 の規定により、放置（存置）物件を保管したので、災害対策基本法第 64 条第 3 項の規定に基づき公告する。

（岡崎市消防長 氏 名印）
（岡崎市 消防署長 氏 名印）

- 1 物件の名称又は種類
- 2 物件の形状及び数量
- 3 物件の所在した場所
- 4 除去した日時
- 5 保管開始日時
- 6 保管の場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要事項
- 8 連絡先（上記物件の関係者はこの連絡先へ連絡してください。）
岡崎市消防本部（ 消防署） 電話（ ） ー

様式第 28 号

保 管 物 件 一 覧 簿												
番号	覚 知 年月日	物 件 名 等	物件の所在 した場所	除 去 年月日	保管場所	保 管 開 始 年月日	公 告 年月日	返 還 請 求 年月日	引 渡 年月日	所有権 放 棄 年月日	所有者・住 所・氏名	処 分 年月日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

((宛先) 岡崎市消防長)
((宛先) 岡崎市 消防署長)

(請求者)
住 所
氏 名 ⑩

保管物件返還請求及び受領書

に保管されている下記物件は、私の所有するものでありますので、
返還を請求します。

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

貴署保管の上記物件を受領しました。

年 月 日

(受領者)
氏 名 ⑩

年 月 日

((宛先) 岡崎市消防長)
((宛先) 岡崎市 消防署長)

住 所
氏 名

㊞

所 有 権 放 棄 書

に保管されている下記物件は、私の所有するものでありますが、
年 月 日所有権を放棄しますから適宜に処分してください。

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

年 月 日

((宛先) 岡崎市消防長)
((宛先) 岡崎市 消防署長)

(請求者)
住 所
氏 名

㊞

売却代金返還請求及び領収書

下記物件は、私の所有するものでありましたので、その売却代金
円の返還を請求します。

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

上記物件の売却代金として、下記の金額を領収しました。

記

金 円

年 月 日

様

(受領者)

住 所

氏 名

㊞

第 号
年 月 日

様

(岡崎市消防長 氏 名 印)
(岡崎市 消防署長 氏 名 印)

保管費等納付命令書

年 月 日付け返還した物件の保管等に要した費用は下記
のとおりであるので、年 月 日までに へ納付す
るよう消防法第 条第 項の規定により命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税徴収法の例によ
り徴収する。

金 円

費 目	金 額	内 訳

教 示

この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して
3 か月以内に岡崎市長に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か
月以内に、岡崎市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟に
おいて岡崎市を代表するものは岡崎市長となる。）。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があ
ったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、岡崎市を被告として処分の
取消しの訴えを提起することができる。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

年 月 日

((宛先) 岡崎市長)

((宛先) 岡崎市消防長)

((宛先) 岡崎市 消防署長)

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

受 領 書

年 月 日 第 号の

(資 料 提 出 命 令 書)

(報 告 徴 収 書)

(警 告 書)

(命 令 書)

(催 告 書)

(命 令 解 除 通 知 書) は、確かに受領しました。

(弁 明 通 知 書)

(許 可 取 消 書)

(戒 告 書)

(代 執 行 令 書)

(代執行費用納付命令書)

第 号
年 月 日

様

岡崎市長 氏 名 印

通 知 書

消防法第 11 条の 5 第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令したので、
同条第 3 項の規定に基づき通知します。

命令を受け た者	住 所		
	氏 名		
命令に係る 移動タンク 貯蔵所	設 置 者	住 所	
		氏 名	
	常 置 場 所		
	設置又は変更の許可番号		
違 反 の 内 容			
命 令 の 内 容			
命 令 の 履 行 状 況			
そ の 他 必 要 と 認 め る 事 項			

注 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を
記入すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

違 反 処 理 報 告 書									
					月分	年	月	日	報告
経過 簿の 番号	警告書等の番号	対象物の所在地	対象物の名称及び違 反者の氏名等	警告 命令 の別	対象物の用途又は 危険物施設区分	違反法条		備考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

年 月 日

消防長 様

消防署長（予防課長）

違反処理完結報告書

このことについて、違反処理が完結しましたので報告します。

所 在 地			
名 称			
違反処理種別		完結年月日	年 月 日
違 反 内 容		完 結 事 項	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。